厚生労働省が「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正を公示しました。
（2026 年 10 月 19 日）

厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76807.html

＜概要＞

厚生労働省は「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正を公示しました。

今回の改定では、従来の生活習慣病予防などを中心とした一次予防に加え、疾病の早期発見・早期治療につながる二次予防を、健康保持増進措置として明確に位置づけました。がん、女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患に対する検診や精密検査などの受診勧奨が含まれます。

その中で、医療施設は重要なパートナーとして位置付けられています。特に、

① 健康診断後の受診勧奨・精密検査（要精検者を確実に受診につなぐ、未治療者を治療へつなぐ、重症化を防ぐ)、

②治療と就業の両立支援（がん、糖尿病、慢性腎疾患、メンタル等)、

③保健指導・生活習慣病予防対策、

の 3 点が強く打ち出されています。保険者や企業単独では専門職が不足することも多く、医療機関との連携が期待されています。

＜関連資料＞

事業場における労働者の健康保持増進施策（Total Health Promotion Plan：THP 指針）
※「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の土台となる施策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html

令和 8 年版過労死等防止対策白書（2026 年 10 月 9 日公表）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76612.html
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001758975.pdf